



「保険証情報」のご提示は毎回お願いします

毎回の提示が必要な理由

健康保険法施行規則第53条

保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法（マイナ保険証、資格確認書）によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない為

情報閲覧のための同意

マイナ保険証では健診情報、診療・薬剤情報、処方情報、調剤情報などを閲覧するために、受診のたびに患者の同意が必要となる為

「マイナ保険証」または「資格確認書」をご提示ください

●マイナ保険証を使う方へ

“資格情報のお知らせ”をお守りとして持っておくと安心です
次の場合、保険証情報を確認させていただく場合があります。

- ・ 停電などの天災
- ・ 医療機関でカードリーダー等の機器不良やネットワークの不具合
- ・ マイナンバーカードのICチップの破損等

1 マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可

※追加で健康保険証の提示は不要

2 資格情報のお知らせ

※追加で健康保険証の提示は不要

●資格確認証を使う方へ

必ず有効期限を確認してください

*各種医療費助成証（子育て、重度障害医療証など）をお持ちの場合も
 これまでどおり医療機関の窓口にご提示ください。